

破綻金融機関の処理のために講じた
措置の内容等に関する報告

平成24年12月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

目 次

I	はじめに	1
II	管理を命ずる処分等の状況	1
III	預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況	
	1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況	
	(1) 金銭の贈与	3
	(2) 資産の買取り	4
	(3) 優先株式等の引受け等	4
	2. 公的資金の使用状況	
	(1) 一般勘定	5
	(2) 金融再生勘定	6
	(3) 金融機能早期健全化勘定	6
	(4) 危機対応勘定	6
	(5) 金融機能強化勘定	7

[参考]

○ 公的資本増強行に対する取組み

1. 金融機能早期健全化法等に基づく
経営健全化計画に係るフォローアップ・・・・・・・・・・ 8
2. 金融機能強化法に基づく
経営強化計画に係るフォローアップ・・・・・・・・・・ 8
3. 金融機能強化法に基づく
経営強化計画の承認等・・・・・・・・・・ 8
4. 金融機能強化法の震災特例に基づく資本参加の決定・・・・・・・・ 8

破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成24年12月

I はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について、平成24年4月1日以降平成24年9月30日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところである。今後とも政府としては、我が国の金融システムの一層の安定の確保に万全を期してまいりたい所存である。

II 管理を命ずる処分等の状況

平成24年4月1日以降平成24年9月30日までの間に、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）の対象下にあった金融機関は、1行（日本振興銀行）である。

日本振興銀行については、平成22年9月10日に管理を命ずる処分が行われ、金融整理管財人に選任された預金保険機構がその処理にあたってきたが、後述するとおり、平成24年9月10日に同行に対する管理を命ずる処分の取消しが行われた。

（参考）平成24年3月31日までに講じられた主な措置

- ・ 第二日本承継銀行に日本振興銀行の事業の譲受け等を行うべき旨を決定（平成22年9月10日）
- ・ 東京地方裁判所が民事再生手続開始を決定（平成22年9月13日）
- ・ 預金保険機構が預金等債権の買取り（概算払）を実施（平成22年12月13日から平成23年3月31日）

- ・ 日本振興銀行が第二日本承継銀行へ事業の一部を譲渡し、預金保険機構が第二日本承継銀行及び日本振興銀行に対して資金援助を実施（平成23年4月25日）
- ・ 預金保険機構がイオン銀行を最終受皿に選定（平成23年9月30日）
- ・ 債権者集会において再生計画案が可決され、東京地方裁判所が再生計画を認可決定（平成23年11月15日）
- ・ 預金保険機構が第二日本承継銀行の株式をイオン銀行へ譲渡（平成23年12月26日）
- ・ 日本振興銀行が再生計画に基づく第1回弁済（弁済率39%）を開始（平成24年3月23日）

日本振興銀行に関し、平成24年4月1日以降に講じられた措置は、以下のとおりである。

- ① 平成24年4月9日、預金保険機構において、概算払を受けなかった非付保預金者（機構代理預金者）に係る弁済金の支払が開始された。
また、平成24年4月10日、預金保険機構において、概算払を受けた非付保預金者に係る精算払が開始された。
（注）弁済金の支払及び精算払については、〔参考Ⅱ－1〕を参照。
- ② 平成24年7月23日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、63百万円）。
（注）日本振興銀行からの資産の買取りについては、〔参考Ⅱ－2〕を参照。
- ③ 整理回収機構においては、平成23年4月25日に日本振興銀行の損害賠償債権の譲渡を受け、日本振興銀行の旧経営陣等の責任追及に向けて調査・検討が行われてきた。
その調査・検討の結果、平成23年8月23日の旧役員7名に対する損害賠償請求訴訟等の提起に続き、平成24年8月21日、中小企業保証機構への融資の承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する

行為であるとして、当時の取締役 4 名に対する損害賠償請求訴訟が提起された。

(注)平成 24 年 8 月 21 日に提起された日本振興銀行の旧役員に対する責任追及訴訟については、〔参考Ⅱ－3〕を参照。

- ④ 上記の旧経営陣に対する責任追及に関する措置についての報告書が、平成 24 年 9 月 3 日、預金保険法第 80 条の規定に基づき、金融整理管財人より提出された。(本件は、平成 23 年 3 月 31 日に提出されていた「業務及び財産の状況等に関する報告書」の補遺として取りまとめられた報告である。)

(注)業務及び財産の状況等に関する報告書及びその補遺については、〔参考Ⅱ－4〕を参照。

- ⑤ 平成 24 年 8 月 27 日、日本振興銀行の臨時株主総会において、平成 24 年 9 月 10 日をもって解散することが決議された。

- ⑥ 平成 24 年 9 月 10 日、日本振興銀行に対して、銀行法第 37 条第 1 項の規定に基づき解散認可が行われた。同行は同日解散し、清算法人(日本振興清算)に移行するとともに、清算人が選任された。同行の民事再生手続及び清算手続は、裁判所の監督下、上記清算人のもとで遂行されることとなった。

また、同日、預金保険法第 75 条第 1 項の規定に基づき、同行に対して管理を命ずる処分の取消しが行われ、当該取消しに伴う手続きとして、同法第 79 条第 1 項の規定に基づき、管理を命ずる処分を取り消した旨が東京地方裁判所に通知され、東京法務局にその登記が嘱託されるとともに、同法第 75 条第 2 項の規定に基づき、当該取消しに係る公告が官報により行われた。

(注)日本振興銀行の解散及び同行の管理を命ずる処分の取消しについては、〔参考Ⅱ－5〕を参照。

Ⅲ 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況

1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

(1) 金銭の贈与

預金保険機構による資金援助のうち、破綻金融機関から事業譲渡等

を受ける救済金融機関等に対する金銭の贈与は、報告対象期間中に、日本振興銀行に対する17億円の減額等が生じ、これまでの累計で18兆9,887億円となっている。この累計のうちいわゆるペイオフコストの範囲内の金銭の贈与の額は7兆5,754億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与の額は11兆4,133億円となっている。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与は、預金保険機構の一般勘定で経理され、金融機関からの保険料をその財源としている。なお、ペイオフコストを超える金銭の贈与は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、金融機関からの特別保険料及び特例業務基金に交付された国債をその財源としていたが、特例業務勘定は平成14年度末に廃止され、同勘定に属する資産及び負債は一般勘定に帰属している。

(2) 資産の買取り

預金保険機構による資金援助のうち、破綻金融機関等からの資産の買取りは、報告対象期間中で63百万円、これまでの累計で6兆5,192億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取りは、平成14年度末までは特例業務勘定で経理されていたが、同勘定廃止後は一般勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、買取りを委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

(3) 優先株式等の引受け等

- ① 預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能早期健全化法」という。）に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で8兆6,053億円となっている。

金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能早期健全化勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

（注）金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等の申請は、平成13年3月31日（特定協同組織金融機関等については平成14年3月31日）までとなっている。

- ② 預金保険機構による預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で1兆9,600億円となっている。
預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等は、危機

対応勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて引受け等を行っている。

- ③ 預金保険機構による金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「組織再編成促進特別措置法」という。）に基づく優先株式等の引受け等の額は、これまでの累計で60億円となっている。

組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等は、金融機関等経営基盤強化勘定で経理されていたが、平成16年度末に同勘定は廃止され、同勘定に属する資産及び負債は金融機能強化勘定（下記

- ④参照）に帰属している。

（注）組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等の申請は、平成16年7月31日までとなっている。

- ④ 預金保険機構による金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で5,360億円となっている。

金融機能強化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能強化勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

（注）金融機能強化法に基づく株式等の引受け等の申請は、当初、平成20年3月31日までとなっていたが、平成20年12月及び平成23年6月の同法の改正により、平成29年3月31日までとなっている。

2. 公的資金の使用状況

（1）一般勘定

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を経理することとされている。一般勘定の資金は、金融機関から徴収する保険料（平成24年度の保険料率は決済用預金0.107%、一般預金等0.082%）と政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができるとされている。

（注）平成24事業年度内において、①預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故の発生、②同法第74条第1項若しくは第2項に規定する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分又は③同法第102条第1項第2号若しくは第3号に掲げる措置を講ずる必要がある旨の内閣総理大臣の認定がなかった場合には、同

事業年度に適用される預金保険の保険料率は、決済用預金0.089%、一般預金等0.068%となる。

なお、一般勘定の借入金等の残高はない（平成24年9月末）。

（2）金融再生勘定

① 勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補てん、健全金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付け等の業務を經理することとされている。金融再生勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融再生勘定の借入金等の残高は、平成24年9月末で1兆8,497億円（民間金融機関等借入金1,997億円、預金保険機構債1兆6,500億円）となっている。

（3）金融機能早期健全化勘定

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を經理することとされている。金融機能早期健全化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

なお、金融機能早期健全化勘定の借入金等の残高はない（平成24年9月末）。

（4）危機対応勘定

① 勘定の性格

危機対応勘定は、預金保険法第40条の2第2号に掲げる業務等を經理することとされている。危機対応勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

危機対応勘定の借入金の残高は、平成24年9月末で4,443億円となっている。

(5) 金融機能強化勘定

① 勘定の性格

金融機能強化勘定は、金融機能強化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融機能強化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融機能強化勘定の借入金等の残高は、平成24年9月末で5,122億円（民間金融機関等借入金2,322億円、預金保険機構債2,800億円）となっている。

(注) 預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については〔参考Ⅲ〕参照。

○ 公的資本増強行に対する取組み

1. 金融機能早期健全化法等に基づく経営健全化計画に係るフォローアップ

- ・ 平成24年3月期の経営健全化計画の履行状況報告が、平成24年7月6日に公表された。
(注) 上記公表資料については〔参考Ⅳ－1〕参照。

2. 金融機能強化法に基づく経営強化計画に係るフォローアップ

- ・ 金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った13金融機関及び同法の震災特例に基づき資本参加を行った10金融機関から提出された平成24年3月期の経営強化計画の履行状況報告が、平成24年8月10日に公表された。
(注) 経営強化計画の履行状況報告の概要については〔参考Ⅳ－2〕参照。

3. 金融機能強化法に基づく経営強化計画の承認等

- ・ みちのく銀行、きらやか銀行、第三銀行、東和銀行、高知銀行、フィデアホールディングス（北都銀行）、宮崎太陽銀行、紀陽ホールディングス（紀陽銀行）及び豊和銀行から提出された新しい経営強化計画について、金融機能強化法第12条等の規定に基づき審査した結果、いずれも法令に掲げる要件に該当すると認められたことから、平成24年8月10日、承認を行った。
また、山梨県民信用組合から、平成24年6月29日、新しい経営強化計画の提出を受けた。
(注) 経営強化計画の概要については〔参考Ⅳ－3〕参照。

4. 金融機能強化法の震災特例に基づく資本参加の決定

- ・ 金融機能強化法の震災特例に基づき、東北銀行及びきらやか銀行からそれぞれ提出された経営強化計画について審査した結果、いずれも法令に掲げる要件に該当するものと認められたことから、平成24年9月13日、東北銀行に対し100億円及びじもとホールディングス（きらやか銀行）に対し300億円の資本参加が決定された。

(注) 金融機能強化法の震災特例に基づく資本参加の概要については〔参考Ⅳ－４〕参照。